○農林水産省告示第五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市赤城町長井小川田字乙鳥山四五八五の一六、四五八五の一七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第八十九号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、平成二十六年五月一日から施行する。

平成二十六年四月二十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

本則に次の二号を加える。

二十二　六・七・八・九・十・十一―ヘキサクロロ―一・五・五ａ・六・九・九ａ―ヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・三―ベンゾジオキサチエピン＝三―オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）

二十三　ヘキサブロモシクロドデカン

○国土交通省告示第五百十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「二丁目三番四号」を「一丁目十六番十一号」に改める。

○国土交通省告示第五百十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年四月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所　ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル

二　変更する年月日　平成二十六年四月十日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地　札幌アイアンドアイ事務所　北海道札幌市中央区南一条西十丁目四番

○国土交通省告示第五百十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年四月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所　日本管財株式会社　兵庫県西宮市六湛寺町九番十六号

二　変更する年月日　平成二十六年四月一日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地　本社　東京都中央区日本橋二丁目一番十号柳屋ビルディング

国会事項

衆議院

議案送付

四月十七日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案

質問書提出

四月十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国の膨大な借金の原因に関する質問主意書（長妻昭提出）

かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

「北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」の効果に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

参議院

議事日程

四月十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十八号

平成二十六年四月十八日（金曜日）

午前十時開議

第一　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十五回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付）

第二　平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十五回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付）

第三　中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

四月十七日衆議院から次の議案が提出された。

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（衆第一七号）

議案受領

四月十七日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案（閣法第三五号）

議案付託

四月十七日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（衆第一七号）

東日本大震災復興特別委員会に付託

質問主意書提出

四月十七日議員から次の質問主意書が提出された。

米軍用車両の有料道路利用に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第七五号）

民間人材等の特命全権大使等への任用に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第七六号）

日本の情報セキュリティ政策に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第七七号）

報告書提出

四月十七日委員長から次の報告書を提出した。

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二六号）審査報告書

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）審査報告書

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十五回国会閣条第一二号）審査報告書

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十五回国会閣条第一三号）審査報告書

人事異動

内閣

（人事院事務総局付）人事院事務官　岩崎　敏

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局参事官を命ずる